

## 「花粉症」が経済活動に与える影響（日本）

### 1. 「花粉症」とは？

花粉に対して、体の免疫反応が過剰に反応することで起きる症状です。花粉アレルギーとも言います。症状としては、くしゃみ、鼻水、目のかゆみなどが一般的ですが、もちろん個人差があります。

### 2. 最近の動向

環境省の発表によると、今年のスギやヒノキなどの花粉の飛散開始時期は、寒い日が続いた影響で、例年よりもやや遅かったようです。

また、花粉の飛散する期間は短く、最も飛散量の多い時期は、関東地方で今月上旬から中旬、東北地方では今月下旬になる見込みです。

このような状況のなか、今年はファッション性の高い「花粉防止メガネ」や「マスク」などが注目を集めています。「花粉防止メガネ」は、従来型のような、ものものしいゴーグルタイプではなく、見た目は普通のメガネとほとんど変わらないデザイン。「マスク」は、カラフルな色や除菌効果の高いもの、バラの香り付きなどの人気が高いようです。



### 3. 今後の展開

「花粉症」の人には辛いこの時期でも、花粉が飛ぶことで、そこには新たな仕組みやサービスが生まれます。今年注目を集めているのが、花粉の飛散量に分かるスマートフォン向け「アプリ」です。近年、急速に拡大を続けるスマートフォンを利用するこのサービスは、全国数千地点の観測データをタイムリーに把握することができます。花粉の飛散状況を確認して、事前に「花粉症」対策ができるかと好評です。

しかし、「花粉症」対策グッズの販売が伸びる一方で、大きなマイナス面もあります。例えば、花粉に接触しないように人が外出を控えた場合、GDP(国内総生産)の約5割～6割を占める個人消費の減少を招きます。マスクや空気清浄機などの「花粉症」対策グッズの売り上げに伴う経済効果は約1,000億円に達する一方で、娯楽費や外食費などの減少で数千億円規模の経済損失が生じるといった、政府の調査結果も過去にはあります。労働生産性の低下にもつながる花粉症。やはり、経済活動には、多大な影響を与えているようです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2012年02月22日【デイリー No.1,236】最近の指標から見る日本経済(2012年1月)

2012年02月03日【キーワード No.765】「極寒特需」と消費活動への影響(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものとして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
  - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
  - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社